

相愛大学利益相反ポリシー

平成27年9月17日制定

(目的)

相愛大学（以下「本学」という。）の産学官連携活動を推進する過程で生ずることがある利益相反や責務相反の問題について、本学及び教職員が取り組むべき姿勢と、対処する方針等を定めることを目的とする。

(利益相反等の定義)

本ポリシーにおいて、利益相反等は以下のとおり定義する。

- (1) 利益相反とは、本学又は教職員個人が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式の譲受等）と、教育・研究等の大学における責任が、衝突、相反している状況をいう。

- (2) 責務相反とは、教職員個人が兼業活動等により企業等に対する職務遂行責任が生じる場合、その職務遂行責任を優先することによって、当該教職員の本学における適正な職務の遂行が阻害されるような状況をいう。

(対象者)

本学の教職員（特別任用教員及び嘱託職員等を含む。）を対象とする。

(基本原則)

教職員は、産学官連携活動に携わる際に、産学官連携に伴う個人的な利益、提携先の利益等を優先し、大学の本来の使命である教育・研究を損なってはならない。

また、社会から利益相反行為がなされているとの疑いを招かないよう、透明性の確保に努めなければならない。

(情報公開)

産学官連携における利益相反等に関する情報は、個人情報保護に十分に配慮した上で公表し、その透明性を確保するとともに社会的な説明責任を果たす。

(管理等)

利益相反等に関しては、相愛大学利益相反規程に基づいて、適切に管理する。